

(重 要 な お 知 ら せ)

平成25年度から「中間前金払制度」を導入します

○中間前金払制度は、契約を締結したあとに受け取った4割以内の前払金に加えて、さらに2割までの範囲で、前金払を追加で請求できる制度です。

【中間前金払制度の概要】

1. 対象となる工事（設計・測量等の委託業務は対象となりません）

対象工事は当初契約金額で250万円以上、かつ工期が90日以上工事です。

2. 中間前金払の要件とは

次の要件の全部を満たしていることが必要です。

- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3. 中間前金払の金額

請負代金額の10分の2以内の額。ただし、当初支出した前払金の額と合計して請負代金の10分の6を超えることはできません。

4. 中間前金払は選択制

- 中間前金払か部分払のどちらかを**中間前金払と部分払の選択に係る届出書**により、原則として契約締結時に請負者が選択を行うこととなります。
- 中間前金払を当初に選択した場合は、その後に部分払を請求することはできず、また、部分払を当初に選択した場合その後に中間前金払を請求することはできません。ただし、中間前金払を選択した場合でも、複数年度にわたる契約における各年度末（最終の年度を除く。）の部分払に限ってはこれを行うことができます。

5. 支払いまでの流れ

- 中間前金払を希望する業者が、中間前金払の認定請求を工事監督員に行う。
 - 工事監督員は、進捗状況について提出書類等により確認し認定（又は不認定）を通知する。
 - 認定された場合、業者は保証事業会社と保証契約を締結し、保証証書とともに中間前金払の請求を行う。
- 請求から14日以内に支払われます。

【適用の時期】

平成25年4月1日から適用します。

問合せ先

契約管財課契約係

電話 0155-65-4114（直通）